平成２７年（フ）第１３１号
広島県福山市新涯町６丁目５番32号
債務者　吉岡　寛治
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３８号
北海道岩見沢市東町１条１丁目41―13　メイベルウーヌス101号、住民票上の住所北海道岩見沢市西川町500番地９
債務者　吉川　雅信
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２２９号
岩手県岩手郡雫石町上町南23番地１　アヴァンセＫ号室、住民票上の住所岩手県岩手郡雫石町西安庭第７地割18番地２
債務者　細川　友樹
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４０号
盛岡市南仙北１丁目９番37号
債務者　浅沼　孝志
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４４号
岩手県北上市本通り３丁目13番17号　クローバーＣ棟
債務者　菊池　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５１号
盛岡市高松２丁目21番36号　シャルマンハイツ102号、旧住所盛岡市高松２丁目６番39―305号
債務者　熊谷富美利
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２２号
茨城県石岡市石岡3039番地８　ドルフィン石岡
債務者　市村　　勝
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４１号
群馬県前橋市下細井町301番地１　勤文荘２Ｆ号
債務者　長島かおり
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８３号
群馬県前橋市新前橋町１番地17　ホーユウパレス新前橋　203号
債務者　小嶋　惠一
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８４号
群馬県前橋市南町２丁目76番３号
債務者　小嶋久美子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８５号
群馬県伊勢崎市北千木町2014番地３　グランドール渋沢Ｃ201
債務者　八木澤瑞枝
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１号
群馬県伊勢崎市波志江町4057―１　ホワイトスクエア201、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目291番地１　コーポせせらぎ203
債務者　貫井　　保
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９８号
群馬県伊勢崎市昭和町1857番地15　昭和エクセランマンション301
債務者　佐藤　守彦
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３号
群馬県前橋市古市町１丁目28番地９
債務者　明野　**静**江
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０５号
群馬県前橋市粕川町込皆戸462番地２　代栄パレスＮｏ．６　105号
債務者　土屋　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０８号
群馬県伊勢崎市連取町3105番地６　ポラードスワンＣ101
債務者　青山　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係